



# 尼崎市特定歴史的公文書 利用請求制度のご案内



特定歴史的公文書の利用請求制度は、歴史資料として重要な歴史的公文書を尼崎市立歴史博物館で保存し、利用に供する公文書館としての制度です。

市の諸活動や歴史的事実を記録する歴史的公文書は、過去にさかのぼって市政を検証するうえで必要不可欠なものであり、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の知的資源です。本市は、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うしていくため、「尼崎市公文書の管理等に関する条例」を施行し、令和4年度から特定歴史的公文書の利用請求制度を実施しています。

※特定歴史的公文書 歴史的公文書のうち、歴史資料として重要なものとして歴史博物館で保存し、利用請求の対象としていく公文書

歴史博物館公式キャラクター  
本丸 琴



歴史博物館が保存してきた、歴史資料として重要な歴史的公文書を、誰でも利用することができる制度です！

## 1 利用できる文書

尼崎市及び市の前身である尼崎町、昭和年代に市に合併した小田村・大庄村・立花村武庫村・園田村が過去に作成した公文書のうち、歴史資料として重要なものを特定歴史的公文書として歴史博物館で保存し、利用に供していきます。

保存している約1万6千冊の歴史的公文書のうち、整理ができたものから順に「特定歴史的公文書目録」に掲載し、博物館3階の地域研究史料室あまがさきアーカイブズに備えて閲覧に供するほか、尼崎市公式ウェブサイトにも目録データを公開しています。

戸田 忠



整理が終わっていただければどれでも見ることが  
できるんですか？

いえいえ、利用が制限される場合もあります。  
利用請求の方法とあわせて裏面で詳しくご説明  
します！



### 利用請求の窓口・問い合わせ先

尼崎市立歴史博物館（史料担当）3階 地域研究史料室 “あまがさきアーカイブズ”  
〒660-0825 尼崎市南城内 10 番地の 2

TEL：06-6482-5246 FAX:06-6489-9800 E-mail:ama-chiiki-shiryokan@city.amagasaki.hyogo.jp  
（月曜休館、月曜が祝日の場合は開館し直後の平日が休館）

## 2 利用請求の方法

「特定歴史的公文書目録」から利用したい文書を選び、「特定歴史的公文書利用請求書」に必要事項を記入して歴史博物館に提出することで、利用を請求することができます。

提出方法は、歴史博物館3階の地域研究史料室「あまがさきアーカイブズ」まで持参していただくほか、電子メールへの添付送信、ファクシミリ送信、郵送のいずれの方法でも構いません。

歴史博物館では、請求書受理の後、利用公開の可否（一部利用の場合を含む）について審査のうえ、結果を通知します。この審査結果に基づき、利用可能なものについて、閲覧または写しの交付などの方法によりご利用いただくことができます。

利用請求があった日から原則として30日以内に決定内容を通知します。

※ただし、事務処理上の困難など正当な理由があるときは、決定通知に最大60日かかる場合がありますので、ご了承ください。

目録のなかから見たいものを探して、利用請求書に記入するんですね！



戸田 幸

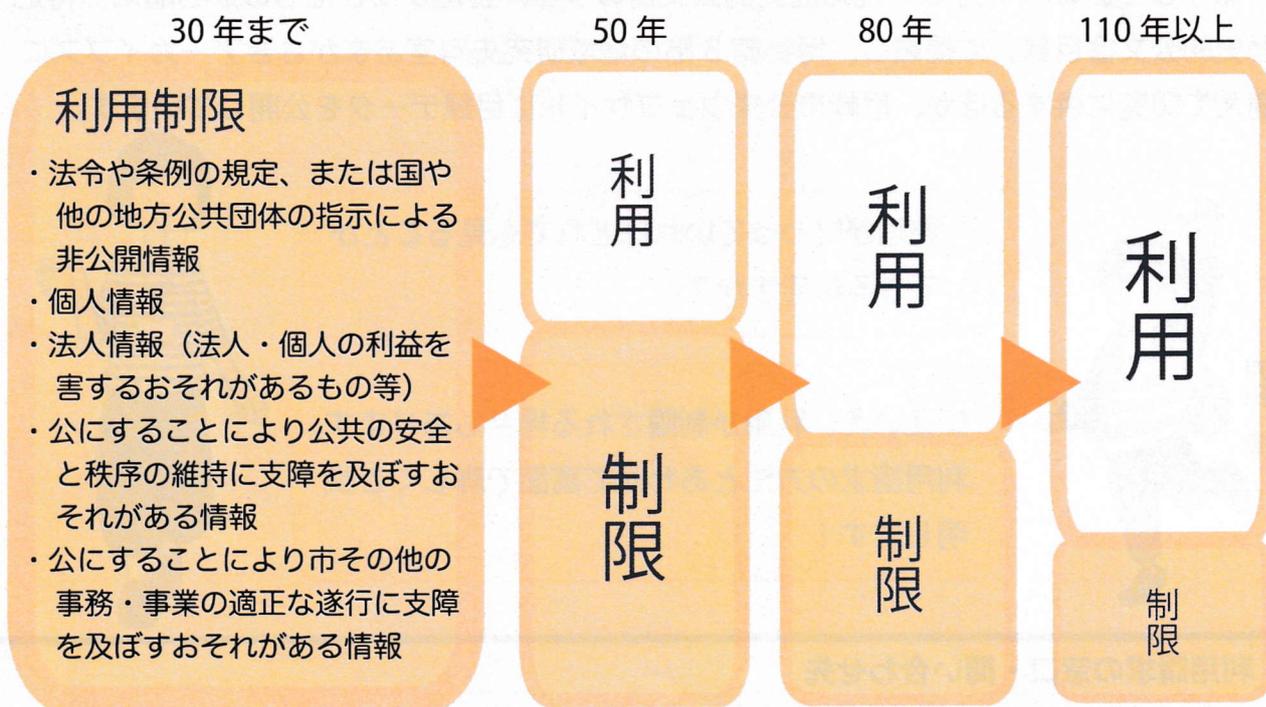
そうです！利用公開ができるかどうか、職員が中身を確認して結果を通知します。



## 3 利用が制限される場合

個人情報や記録されるものなどは、利用が制限されます。利用制限の審査にあたっては、時の経過を考慮し、文書作成または取得から30年以上を経たものについて、一定の目安に沿って利用制限を解除していきます。

### 【参考】利用制限のイメージ（年数は目安）



（参考） 利用が制限される事項と時の経過の考え方についての規定・基準

「尼崎市公文書の管理等に関する条例」第16条第1項第1号

「尼崎市公文書の管理等に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」